

エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 「音声伝送交換機能」、 「データ伝送交換機能」、 「MNP転送機能」及び「SMS伝送交換機能」は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース		金額 (単位：円)	備考
項目			
機能に係るレートベース			
	当該機能に係る正味固定資産		
	当該機能に係る繰延資産		
	当該機能に係る投資その他の資産		
	当該機能に係る貯蔵品		
	当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役員別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比			
貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用		数値 (単位：円又はパーセント)	備考
項目			
他人資本費用			
	機能に係るレートベース		
	他人資本比率		
	他人資本利率		
	有利子負債に対する利率		
	有利子負債以外の負債に対する利率		

	相当率		
--	-----	--	--

- 注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
- 2 「他人資本比率」の項には、この様式の2（資本構成比）により算定された値を用いること。
- 3 「有利子負債に対する利子率」の項には、この様式の5（有利子負債に対する利子率）により算定された値を用いること。
- 4 「有利子負債以外の負債に対する利子相当率」の項には、平成28年総務省告示第 号（第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件）第2条に規定する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利 週の算定期 間の期首値	原価及び利 週の算定期 間の期末値	平均値
有利子負債に該 当する勘定科目			
有利子負債の合 計額			

有利子 負債比率	
-------------	--

有利子負債以外 の負債に該当す る勘定科目			
有利子負債以外 の負債の合計額			

有利子負 債以外の 負債比率	
----------------------	--

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の 勘定科目	原価及び利潤の算 定期間の損益計算 書の額

合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			
有利子負債に対する利子率			

注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。

2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。

3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じて、適宜増減すること。

6 自己資本費用

項目	数値(単位:円又はパーセント)	備考
自己資本費用	機能に係るレートパー	
	ス	
	自己資本比率	
	自己資本利益率	

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成すること。

2 「自己資本比率」の項には、この様式の2(資本構成比)により算定された値を用いること。

3 「自己資本利益率」の項には、この様式の7(自己資本利益率)により算定された値を用いること。

7 自己資本利益率

リスクの低	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
-------	-----------------------	----------------------	---------------------	---------

い 金融商品の平均金利				
β				
主要企業の平均自己資本利益率				
リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

注1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

2 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

3 「主要企業の平均自己資本利益率」リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

8 β

算定式	原価及び利潤の前々算定期間の β	原価及び利潤の前算定期間の β	原価及び利潤の算定期間の β
上記算定式を用いる理由			
算定式に代入する入力値			
β			

注1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。

2 「算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

3 「算定式に代入する入力値」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 「算定式に代入する入力値」の項には、原則として、貸借対照表の値（簿価）等公表されている値を用いること。

9 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		

自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベ ース×他人資本比率×有 利子負債以外の負債比 率×利子相当率		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ
と。

1.0 利益対応税率

利益対応税率の算定式

利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)	
利益対応税率	

注1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。

注2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値 (税率等)」の項は、必要に応じ、
適宜増減すること。

1.1 利潤

項目	数値 (単位: 円)	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条各号に掲げる機能ごとに作成するこ
と。

様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能に係る需要

項目 需要	数値 (単位: Mbps)	備考

注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

2 MNP 転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MNP 転送機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位: 円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

4 音声伝送交換機能に係る接続料（設備区分別明細表）

接続料原価	計	
	営業費	運用費
(11) 設備への帰属が認められないもの		
(10) 他事業者の電気通信設備と(1)～(9)との間に設置される伝送路設備		
(9) 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサージス制御局		
(8) 信号用中継交換機		
(7) 信号用伝送路設備		
(6) 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備		
(5) 第二種指定端末系無線基地局		
(4) 第一種指定中継系交換設備間の伝送路設備		
(3) 第二種指定中継系交換設備		
(2) 第二種指定中継系伝送路設備		
(1) 第一種指定端末系交換設備		
(何)		
計		

租税公課																				
計																				
利潤																				
需要																				
接続料(相 当額)																				

注1 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

2 (1)から(11)までの設備区分によることが困難である場合には、必要に応じて、当該設備区分の欄を変更して記載すること。

様式第 17 の 4 の 6 (第 23 条の 9 の 3 関係)

役務別指定設備帰属明細表 (ロートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		
	二種指定設備	二種指定設備以外	合計	二種指定設備	二種指定設備以外	合計
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産						
有形固定資産 (帳簿価額)						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						

9 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定に合致しているものとみなす。

10 この省令の施行の際現に改正法附則第三条第七項に規定する電気通信事業者である者に係る新施行規則第二十五条の五、第二十五条の七及び様式第十八の五の規定の適用については、新施行規則第二十五条の五中「の開始の」とあるのは「の」と、新施行規則第二十五条の七中「は、次に掲げる事項」とあるのは「は、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、新施行規則様式第十八の五中「提供業務開始」とあるのは「提供業務」と、「を開始した」とあるのは「について」とする。